

会報

宮崎県建設業協会機関誌
Monthly Association Construction Industry NEWS



2 2019
No.532

現場見学会

[平成 30 年 1 月 26 日(金)]
宮崎県立延岡工業高等学校 土木科 2 年生 39 人

就業体験

[平成 29 年 11 月 15 日(水)~11 月 17 日(金)]
宮崎県立延岡工業高等学校 土木科 2 年生 40 人



一般社団法人 宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号
TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

目次 CONTENTS

●平成31年2月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（1月分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 「佐藤のふあき参議院議員国政報告会」が開催される	3
2. 平成30年度テレビCM放送のご案内	4
●雇用改善コーナー	
1. 平成31年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の 就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について	5
2. 働き方改革「労働時間法制の見直しについて」のご案内	6
●事業協同組合	
1. 下請セーフティネット債務保証制度について	12
2. ドローンの取り扱い窓口を開設しました	13
●技士会	
1. 平成31年度1級（学科）・2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内	14
2. 平成31年度1・2級土木施工管理技術検定試験の申込書受付について	14
3. 平成30年度1級土木施工管理技術検定「実地試験」の合格発表	15
●建退共	
1. ホームページについて	16
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（12月分）	16
●建災防	
1. 2019年（平成31年度）上半期（4月～9月）講習会の案内	17
2. 建設業年度末労働災害防止強調月間について	18
●火薬協会	
1. 火薬類取締法に基づく報告等について	19
2. 外国人からの従事者手帳（黄色手帳）の交付申請について	19
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（平成30年12月分）	20
2. 中間前払金制度のご案内	21
●建設業情報管理センター	
経営状況分析の申請は、一般社団法人建設業情報管理センター（CIIC）へ	22
●建設業福祉共済団からのお知らせ	
＜法定外労災補償制度＞建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	23

平成31年2月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	金	宮崎県建設業協会青年部連合会と他団体（電気・管工事・造園）との意見交換会		
2	土			
3	日			
4	月	県協会 第2回建築委員会		
5	火		高所作業車運転技能講習（清武 6日まで）	西日本建設業保証(株)審議会(宮崎)
6	水	技士会 第4回技術委員会 日向地区協会と鎌原副知事との意見交換会		
7	木	県協会 常務理事会及び県との意見交換会	建災防九州・沖縄地区連絡協議会（長崎）	
8	金		フルハーネス型安全帯に係る特別教育（延岡）	
9	土			
10	日			
11	月	建国記念の日	建国記念の日	建国記念の日
12	火	九州建設業協会 土木委員会及び九州地方整備局との意見交換（福岡）		
13	水	九州建設業協会 建築委員会及び九州地方整備局との意見交換（福岡）	小型車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転の業務に係る特別教育（清武 14日まで）	
14	木	県協会 国土交通委員会及び宮崎河川国道事務所との意見交換会		火災保安協会九州ブロック会議（沖縄）
15	金		フルハーネス型安全帯に係る特別教育（清武）	
16	土	九州建設業協会 佐藤のぶあき君を励ます会（福岡）		
17	日			
18	月			
19	火			
20	水	県協会 第3回農業土木委員会及び県との意見交換会 宮崎県産業開発青年隊修了式		
21	木	県協会 九州地方整備局との意見交換会・懇談会 宮崎県議会2月定例会開会（3/15まで）		
22	金		車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習（清武 23日まで）	
23	土			
24	日			
25	月			
26	火			
27	水	九州地方整備局 WG 会議（福岡）		西日本建設業保証(株)取締役会（大阪）
28	木			

県協会 HP 掲載項目案内(1月分)

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
2019.1.9付【厚生労働省】平成31年度大学等卒業予定者の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について	厚生労働省	PDF
2019.1.4付 2019/2/18福岡開催「建設業における多能工推進セミナーのご案内」	建設業 振興基金	html

会員の異動状況

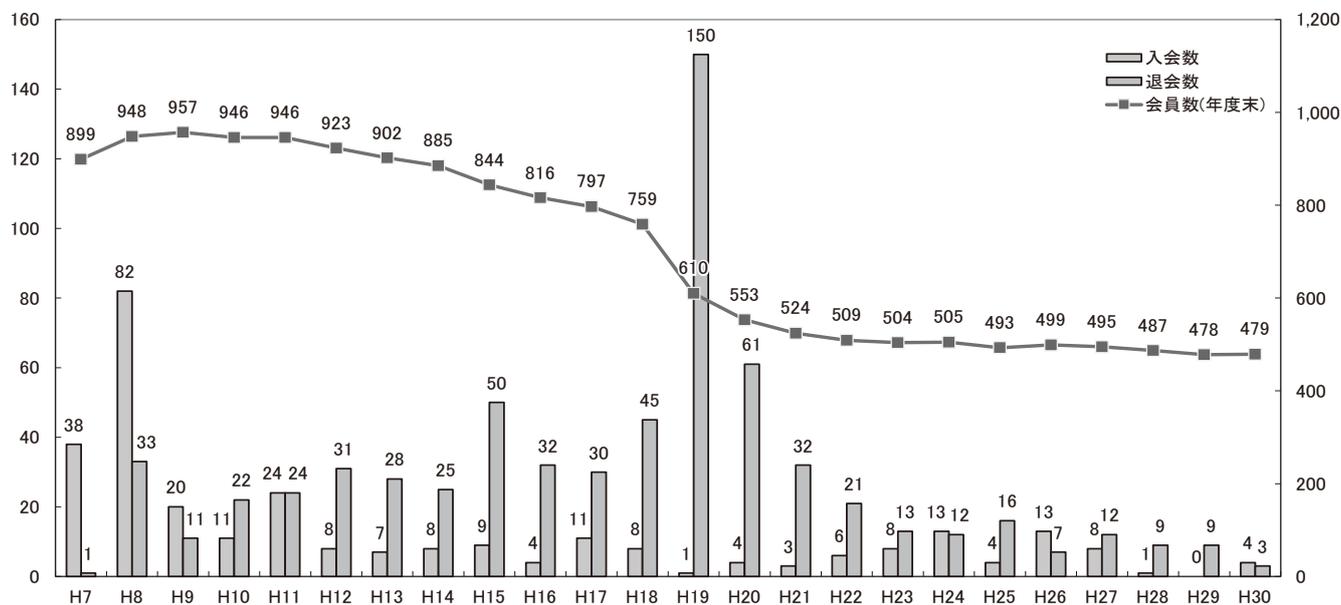
【新規加入会員】

地区名	会社名	代表者名
日向	(株)高野建設	高野 幸紘

【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変更前	変更後
延岡	(株)加行建設	代表者	安在 博文	加行 諒平

宮崎県建設業協会会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478
入会数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4
退会数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	3
年度末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	479

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、H30はH31.1.30現在

宮崎県建設業協会

1. 「佐藤のぶあき参議院議員国政報告会」が開催される

1月23日と24日に、今年夏の参議院議員選挙で3期目を目指す、全国区職域代表の佐藤のぶあき先生の国政報告会が県内3会場で開催された。国政報告会では、国土強靱化や労務費単価の向上の必要性等について講演していただき、盛会のうちに終了した。

国政報告会次第

- ・山崎会長挨拶
- ・長峯誠参議院議員の来賓挨拶
- ・佐藤のぶあき参議院議員の国政報告
- ・がんばろう三唱

建産連団体代表者との意見交換会



佐藤のぶあき先生 国政報告



長峯誠先生 来賓挨拶



山崎会長 挨拶



青年部児玉部会長 がんばろう三唱



建産連団体との意見交換会



1/23 延岡会場：150名



1/24AM 都城会場：140名



1/24PM 宮崎会場：200名

2. 平成30年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

平成30年度放送日のご案内

◆ CM 展開① ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成30年4月4日(水)から平成30年8月29日(水)までの3ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒・15秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRT わけもんGTの放送帯(毎週水曜20:00～21:00)
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本、タイムラプスCM1本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇
◇タイムラプスCM篇

◆ CM 展開② ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成30年9月5日(水)から平成31年2月27日(水)までの4ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒・15秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMK ニュースの放送帯(毎週水曜20:54～21:00)
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本、タイムラプスCM1本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇
◇タイムラプスCM篇

◆ CM 展開③ ～年末年始スポットCM～

1. 放送期間 平成31年1月1日(火)～平成31年1月6日(日)
2. 放送形態 30秒 UMKとMRTのスポットCM 合計51本
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開④ ～シネアドCM広告～

1. 放送期間 平成30年7月6日(金)～平成31年1月4日(金)
2. 放送形態 イオンモール宮崎セントラルシネマ15秒CM
3. 放送内容 タイムラプス撮影による15秒CM 1ヵ月約1,350本
9スクリーン 年間動員数 約65万人



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
「オジギビト」

雇用改善コーナー

1. 平成31年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

職発 1225 第 2 号

開発 1225 第 2 号

平成 30 年 12 月 25 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省人材開発統括官



大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」）の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 31 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既に御承知のとおり、経済団体、大学等、関係府省において議論を行い、一般社団法人日本経済団体連合会においては平成 30 年 3 月 12 日に「採用選考に関する指針」（別添 1）（以下「指針」という。）、大学等（就職問題懇談会）においては同年 3 月 30 日に「2019 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（別添 2）（以下「申合せ」という。）により、平成 30 年度と同様、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 6 月 1 日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省としましては、平成 31 年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）においては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記 2 の事項について格段のご協力をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいませよう併せてお願いいたします。

記

1 求人票の展示・公開時期等

平成 30 年度と同様、平成 31 年度の安定所における取扱いは次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて

平成 31 年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、平成 31 年 4 月 1 日以降に展示・公開する。

これに伴う、当該求人受理開始は、平成 31 年 2 月 1 日以降とし、この場合、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするとともに、安定所では 5 月 31 日以前に職業紹介を行わないことから、事業主も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から企業に了解を求める。

(2) 求人情報、ガイドブック等の作成について

大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、平成 31 年 4 月 1 日以降とする。

(3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。

(4) 専修学校等の取扱いについて

指針及び申合せは、平成 31 年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ② 学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ③ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないように、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ④ 既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係なく勤務地を限定した地域限定正社員制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること。
- ⑤ 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること

2. 働き方改革「労働時間法制の見直しについて」のご案内

労働時間法制の見直しについて

(労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正)

見直しの目的

「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現します

- ⇒ 長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくする、等によって、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。
- ⇒ 働き過ぎを防いで健康を守る措置をしたうえで、自律的で創造的な働き方を希望する方々のための、新たな制度をつくります。

見直しの内容

	(解説ページ)
① 残業時間の上限規制	2
② 「勤務間インターバル」制度の導入促進	4
③ 年5日間の年次有給休暇の取得（企業に義務づけ）	4
④ 月60時間超の残業の、割増賃金率引上げ	5
⑤ 労働時間の客観的な把握（企業に義務づけ）	5
⑥ 「フレックスタイム制」の拡充	6
⑦ 「高度プロフェッショナル制度」を創設	7
⑧ 産業医・産業保健機能の強化	9

施行期日

2019年4月1日

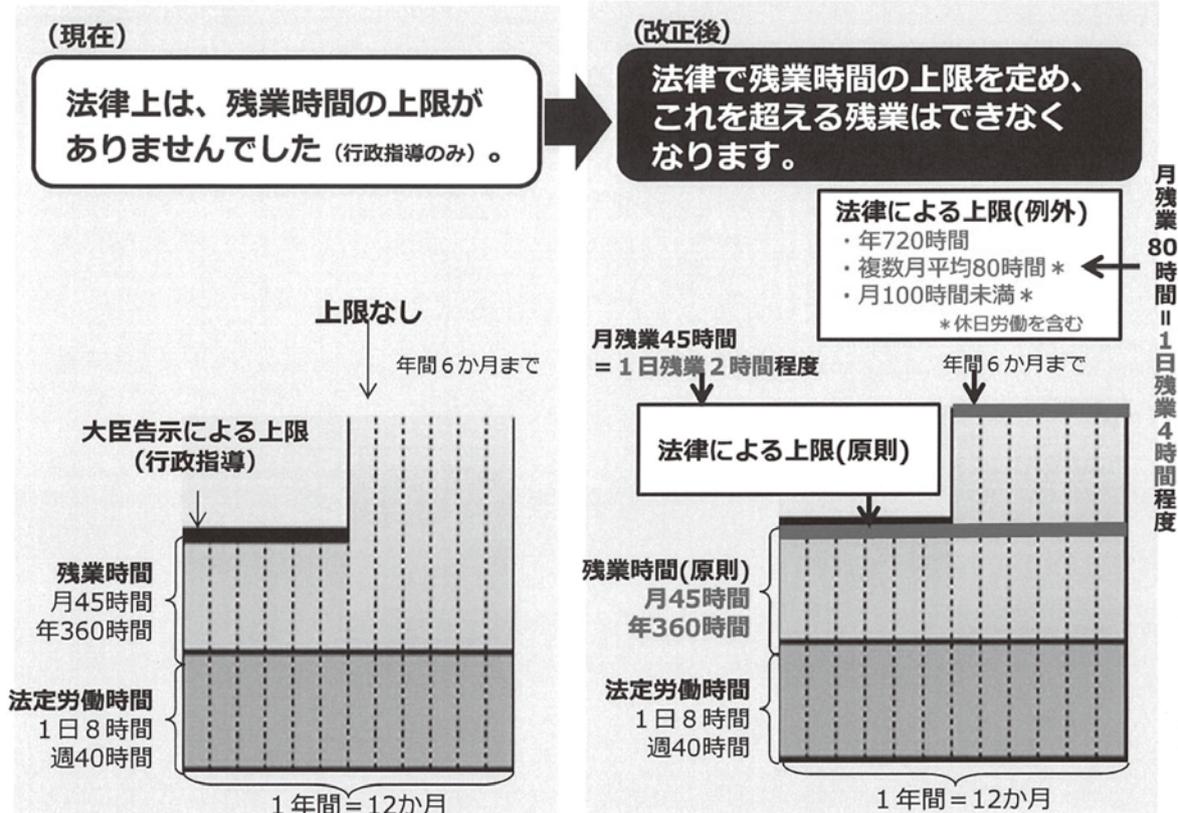
- ※中小企業における残業時間の上限規制の適用は2020年4月1日
- ※中小企業における月60時間超の残業の、割増賃金率引上げの適用は2023年4月1日



※上記⑦⑧については、<https://www.mhlw.go.jp/content/000335765.pdf> よりご確認ください。 **1**

① 残業時間の上限を規制します

残業時間の上限を法律で規制することは、70年前（1947年）に制定された「労働基準法」において、初めての大改革となります。



- ◎ 残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。（月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。）
- ◎ 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、
 - ・年720時間以内
 - ・複数月平均80時間以内（休日労働を含む）
 - ・月100時間未満（休日労働を含む）
 を超えることはできません。（月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。）
 また、原則である月45時間を超えることができるのは年間6か月までです。
- ◎ 時間外労働を行うには、各事業場の労使で、上記の時間の範囲内で、時間外労働の上限を協定し（36協定）、所轄労働基準監督署に届け出ていただくことが必要です。（記載例参照）
- ◎ 36協定を締結する労使当事者は「指針」に定める事項に留意してください。

※36協定の記載例と指針に関する資料を厚生労働省HPにアップしましたので参照ください。
 記載例 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350328.pdf> / <https://www.mhlw.go.jp/content/000350329.pdf>（特別条項）
 指針 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350731.pdf>

雇用改善

(改正後)

※ただし、上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

【適用猶予・除外の事業・業務】

自動車運転の業務	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、 <u>適用後の上限時間は、年960時間</u> とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)
建設事業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、災害時における復旧・復興の事業については、複数月平均80時間以内・1か月100時間未満の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。)
医師	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、具体的な上限時間等については、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとしています。)
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、 時間外労働の上限規制は適用しません。 ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととします。

～中小企業の事情に配慮しながら助言指導を行います～

時間外労働の上限は、月45時間、かつ、年360時間が原則です。特例による場合であっても、できる限りこの水準に近づける努力が求められます。このため、新たに労働時間の延長や休日労働を適正なものとするための指針を厚生労働大臣が定め、必要な助言・指導を行うこととしています。

その際、当分の間、中小事業主に対しこの助言・指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮することとしています。

～取引環境の改善も重要です～

長時間労働の是正には取引環境の改善も重要です。

労働時間等設定改善法では、事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮するよう努めることと規定されました。

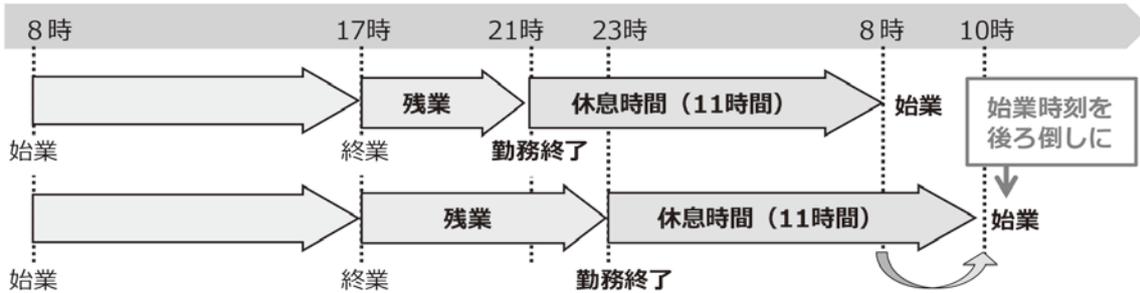
② 「勤務間インターバル」制度の導入を促します

「勤務間インターバル」制度とは？

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組みです。

➡ この仕組みを企業の努力義務とすることで、働く方々の十分な生活時間や睡眠時間を確保します。

【例：11時間の休息時間を確保するために始業時刻を後ろ倒しにする場合】



※「8時～10時」までを「働いたものとみなす」方法などもあります。

③ 年5日の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます

(現在)

労働者が自ら申し出なければ、年休を取得できませんでした。

①労働者が使用者に取得希望時季を申出
例「〇月〇日に休みます」

労働者 → 使用者

②〇月〇日に年休が成立

そもそも、①の希望申出がしにくいという状況がありました。
→ 我が国の年休取得率：49.4%

(改正後)

使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時季を指定。
年5日は取得していただきます。

①使用者が労働者に取得時季の希望を聴取

労働者 ↔ 使用者

②労働者の希望を踏まえ使用者が取得時季を指定
例「〇月〇日に休んでください」

③〇月〇日に年休が成立

雇用改善 ■ ■

④ 月60時間を超える残業は、割増賃金率を上げます

(現在)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50%
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(改正後)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

⑤ 労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づけます

(現在)

- 割増賃金を適正に支払うため、労働時間を客観的に把握することを通達で規定
→ 裁量労働制が適用される人などは、この通達の対象外でした。

【理由】

- ・ 裁量労働制の適用者は、みなし時間※に基づき割増賃金の算定をするため、通達の対象としない。
- ・ 管理監督者は、時間外・休日労働の割増賃金の支払義務がかからないため、通達の対象としない。

※「みなし(労働)時間」とは、実際の労働時間にかかわらず、あらかじめ定められた時間労働したものとみなすことをいいます。

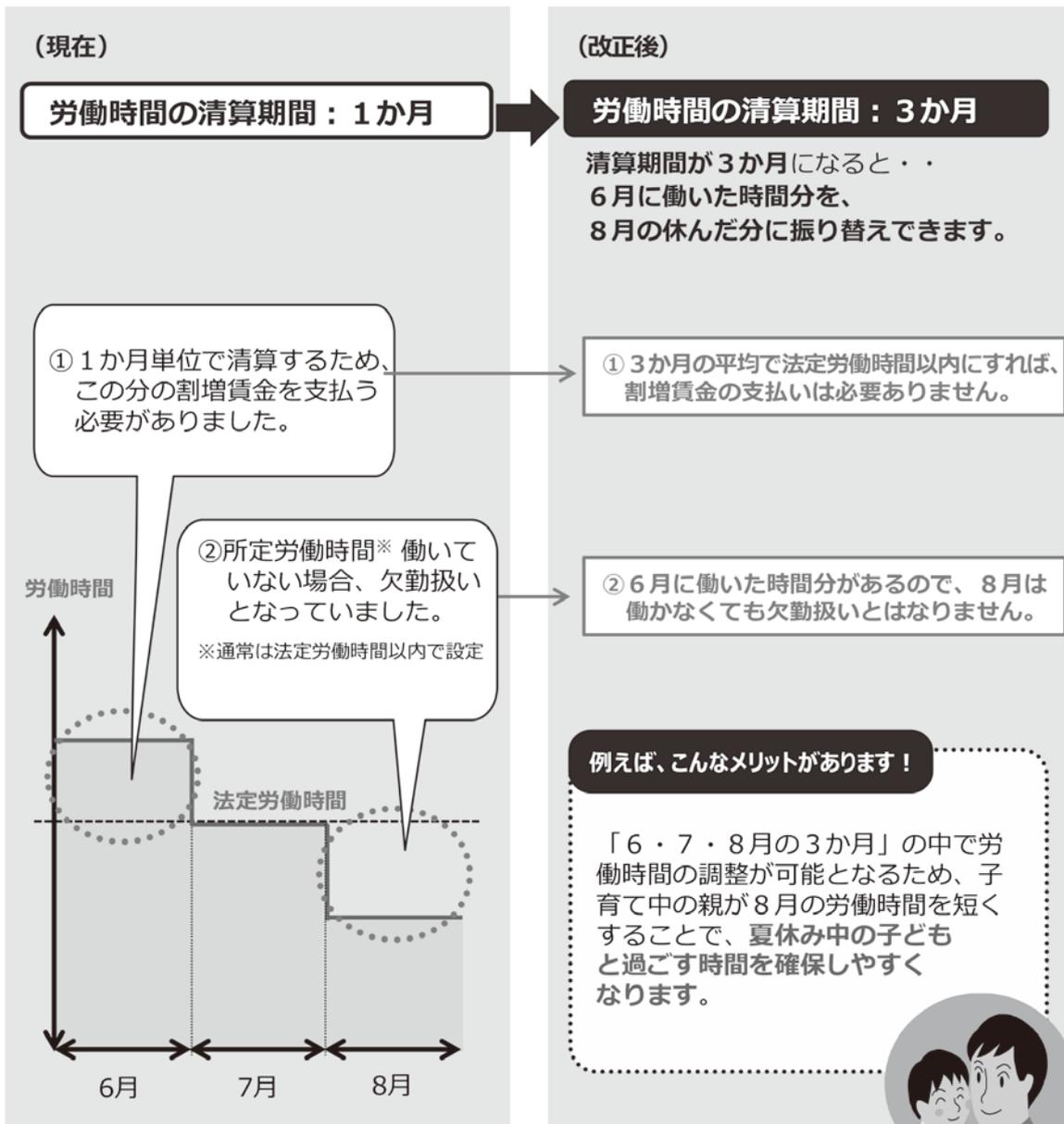
(改正後)

健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけます。

労働時間の状況を客観的に把握することで、
長時間働いた労働者に対する、医師による面接指導※を確実に実施します。

※「労働安全衛生法」に基づいて、残業が一定時間を超えた労働者から申出があった場合、使用者は医師による面接指導を実施する義務があります。

⑥ 「フレックスタイム制」を拡充します



★ 子育てや介護といった生活上のニーズに合わせて労働時間が決められ、より柔軟な働き方が可能になります。

事業協同組合 ■ ■

1. 下請セーフティネット債務保証制度について

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書類名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

- 金利及び事務手数料
 - ※ 事務手数料、0.2%が加算されます。
 - ※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超
金 利	1.8%	2.2%
事務手数料	0.2%	0.2%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。(部分払金も含まれます)

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算式
99%以下	(請負額×出来高率－受領済額－違約金)×90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》－ 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

- 債権譲渡額=660万円 (1,100万円－440万円)
- 貸付金額=297万円 (1,100万円×80%－440万円－110万円)×90%
- 当該工事が完成した場合
 - (1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。
(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)
 - (2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。(部分払金も含まれます)

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算式	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》－ 受領済額
----	------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

- 債権譲渡額=660万円 (1,100万円－440万円)
- 貸付金額=352万円 (1,100万円×80%×90%)－440万円
- 当該工事が完成した場合
 - (1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。
(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)
 - (2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

2. ドローンの取り扱い窓口を開設しました

- 1 **機体販売!**(SEKIDO 正規販売代理店)
・各種初期設定済
- 2 **機体レンタル・リース!**(SEKIDO 正規販売代理店)
- 3 **修理!**(SEKIDO 正規販売代理店) ※他社購入でも修理可
- 4 **サポート・メンテナンス!**(SEKIDO 正規販売代理店)
・フライト訓練・年間メンテナンス
- 5 **空撮!**(提携会社)
- 6 **測量!**(提携会社)
- 7 **3Dデータ作成!**(提携会社)
- 8 **CADデータ作成!**(提携会社)



※ JUIDA 無人航空機操縦講習及び安全運航管理者講習は、宮崎県土木施工管理技士会で行っております。

技士会

1. 平成31年度1級（学科）・2級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

昨年、宮崎県土木施工管理技士会主催の土木施工管理技術検定試験準備講習会に、1級に33名、2級に16名の方が参加されました。近年、1級・2級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により1級・2級土木施工管理技術検定試験の合格者が一人でも多く輩出されるように開催しております。講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者に好評をいただいております。平成31年度の日程等につきまして、下記のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

日 程

- | | |
|----------------|------------------------|
| ○1級学科講習 6日間 | 平成31年5月15日(水)～5月17日(金) |
| | 平成31年5月22日(水)～5月24日(金) |
| ・実力テスト講習会 2日間 | 平成31年5月30日(木)～5月31日(金) |
| ・実地講習 4日間 | 平成31年8月29日(木)～8月30日(金) |
| | 平成31年9月5日(木)～9月6日(金) |
| ○2級学科・実地講習 6日間 | 平成31年7月17日(水)～7月19日(金) |
| | 平成31年7月24日(水)～7月26日(金) |
| ・実力テスト講習 2日間 | 平成31年9月26日(木)～9月27日(金) |

場 所

宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号

お問い合わせ

宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696
または各地区建設業協会

2. 平成31年度1・2級土木施工管理技術検定試験の申込書 受付について

平成31年度の1・2級土木施工管理技術検定試験の申込書受付が始まりますので、手続きをお忘れないように早めに準備してください。この技術検定試験は、土木工事に従事する者を対象に技術力の向上を図ることを目的として、建設業法第27条の規定により実施される技術検定制度です。

この検定試験に合格されますと、公共土木工事において施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理等を行う主任技術者または監理技術者になることができる土木施工管理技士の資格を取得することができます。なお、2級土木施工管理技術検定学科試験は平成29年度から年2回行われています。

受付期間

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ○1級 | 平成31年3月15日(金)～3月29日(金) |
| ○2級(前期学科のみ) | 平成31年3月6日(水)～3月20日(水) (前期学科のみ) |
| ○2級 | 平成31年7月9日(火)～7月23日(火) |

申込み用紙につきましては、1・2級とも2月中旬から販売開始されます。詳しくは(一財)全国建設研修センターのホームページをご覧ください。

3. 平成30年度1級土木施工管理技術検定「実地試験」の合格発表

平成30年10月7日（日）に実施されました1級土木施工管理技術検定「実地試験」の合格発表が平成31年1月16日にありました。

全国の会場で27,581名が受験し、9,521名が合格、合格率34.5%、と昨年より高い合格率でした。福岡会場は、受験者3,781名、合格者1,209名、合格率は31.8%でした。

（一財）全国建設研修センターのホームページに合格者の受験番号が掲載されております。

合格された方は、技術検定合格証明書の交付手付きが必要となりますので忘れずに手続きをしてください。

●平成30年度 1級土木施工管理技術検定実施状況

（実地試験実施状況：平成30年10月7日実施 全国13地区28会場）

試験地	実地試験		
	出席者数	合格者数	合格率(%)
札幌	1,048	306	29.2
釧路	187	69	36.9
青森	456	169	37.1
仙台	2,384	818	34.3
東京	7,973	2,984	37.4
新潟	967	334	34.5
名古屋	3,024	1,110	36.7
大阪	4,263	1,407	33.0
岡山	937	316	33.7
広島	988	312	31.6
高松	1,073	370	34.5
福岡	3,781	1,203	31.8
那覇	500	123	24.6
計	27,581	9,521	34.5

合格者数：9,521名

建退共

1. ホームページについて

建退共宮崎県支部では、共済契約者および被共済契約者に建退共制度の理解を深めていただくとともに、事務処理における効率性の向上を図ることを目的とし、ホームページを開設しております。下記のホームページをご覧ください、建退共業務においてご活用ください。

1. URL <http://kentaimitiyazaki.com>

2. 概要

- (1) 建退共制度について
- (2) 手続きについて
- (3) よくある質問について
- (4) その他
 - ・退職金試算（建退共本部のホームページとリンク）
 - ・各種申請書のダウンロード（建退共本部のホームページとリンク）
 - ・加入・履行証明書（必要書類（エクセル形式）のダウンロード）
※証明書をダウンロードする際は2枚作成し2枚とも送付してください
 - ・共済証紙購入金額および購入枚数シミュレーション

3. ホームページのトップ画面



2. 建退共宮崎県支部取扱状況（12月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
				件数(件)	金額(円)		
前月末計	2,630	31,548	453,208	51,207	31,902,071,670	前月分	52,080
加入	3	58	828	56	46,164,240		
脱退	3	73	454,036	51,263	31,948,235,910	当年度 累計	528,287
当月末計	2,630	31,533	(当年度累計) 7,535	772	695,035,073		

建災防 ■ ■

1. 2019年(平成31年度)上半期(4月～9月)講習会の案内

	講習名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	下半期(10月～3月)の予定
作業主任者	足場の組立て等作業主任者	22～23 清武	14～15 延岡		2～3 清武		3～4 延岡	12月に清武で開催
	型枠支保工の組立て等作業主任者			11～22 清武	30～31 清武			
	地山の掘削等作業主任者		28～30 清武		23～25 延岡			10月に清武で開催
	木造建築物の組立て等作業主任者					27～28 清武		
	鉄骨の組立て等作業主任者			4～5 清武				
	コンクリート造の解体等作業主任者					20～21 清武		
特別教育・一般教育	職長・安全衛生責任者教育	16～17 延岡	21～22 清武	25～26 清武	9～10 延岡	6～7 清武	10～11 清武	10月～11月に清武、延岡で開催
	職長・安全衛生責任者能力向上教育							10月に清武で開催
	現場管理者統括管理講習							10月に清武で開催
	足場の組立等特別教育		16 清武		18 延岡		25 清武	11月に清武で開催
	足場の点検実務者研修		23 延岡	19 清武				
	フルハーネス型安全帯特別教育	8 延岡 11 清武		18 清武	4 延岡	16 清武		
	斜面の点検者安全教育			6 清武		1 延岡		
	ダイオキシン類従事者特別教育							10月に清武で開催
	熱中症予防指導員管理者研修			13 延岡 27 清武				
	振動工具取扱い従事者教育							10月に清武で開催
	丸のこ等取扱い従事者教育					29 清武		
	酸欠・硫化水素作業特別教育						5 清武	
	自由研削砥石の取替の特別教育		9 延岡					10月に清武で開催
車両系建設機械	小型車両系(整地・掘削等)特別教育	12～13 清武	10～11 延岡	21～22 清武	11～12 清武	2～3 延岡		10月～2月に清武、延岡で開催
	ローラーの運転特別教育		31～1 清武		5～6 延岡	8～9 清武		11月に清武で開催
	車両系(整地・掘削等)技能講習	19～20 延岡	17～18 清武	28～29 清武	26～27 清武	30～31 延岡	12～13 清武	10月～3月に清武、延岡で開催
	高所作業車運転技能講習	25～26 清武	24～25 延岡	14～15 清武	19～20 清武	23～24 延岡	6～7 清武	10月～2月に清武、延岡で開催
	車両系(解体用)技能講習		8 清武		17 清武		18 延岡	11月に清武で開催
	不整地運搬車運転技能講習	5～6 清武		7～8 延岡			19～20 清武	11月に清武で開催

建災防 ■ ■

2. 建設業年度末労働災害防止強調月間について

●期間: 3月1日～3月31日

年度末は、完工時期を迎える工事が増加し、さまざまな作業が輻輳して行われる事が多くなることで、労働災害の発生する可能性が高まります。会員各位におかれましては、経営トップのリーダーシップの下、関係者および店社と作業所が一体となって、労働災害防止活動を積極的に展開し、年度末を無事故・無災害で締めくくりましょう。



火薬協会

1. 火薬類取締法に基づく報告等について

火薬類取締法に基づき、火薬類製造業者、販売業者又は火薬庫の所有者、若しくは占有者は、毎年度、次に掲げる報告書又は届出書を国の産業保安監督部長又は都道府県知事（あるいは※宮崎市長）に対し、提出期限までに提出しなければなりません。

（主なもの）

（1）販売業者

- ・「火薬類火薬庫出納報告書」・・・・・・・・・・年度終了後30日以内
- ・「火薬類販売数量報告書」・・・・・・・・・・年度終了後30日以内
- ・「火薬類営業許可申請書記載事項等変更届」・・・・・・・・・・遅滞なく

（2）火薬類の所有者又は占有者

- ・「火薬類火薬庫出納報告書」・・・・・・・・・・年度終了後30日以内
- ・「定期自主検査実施計画書届」・・・・・・・・・・計画定めたら届け出
- ・「定期自主検査実施報告書」・・・・・・・・・・実施後、遅滞なく
- ・「火薬庫設置等許可申請書記載事項等変更届（報告書）」・・遅滞なく

2. 外国人からの従事者手帳（黄色手帳）の交付申請について

1 目的

火薬類に係る資格を取得している外国人の者に対しては、保安手帳若しくは従事者手帳（青手帳）を交付しているが、一定の条件で資格を取得していない外国人の者に対して、従事者手帳（黄色手帳）を交付することができる。

2 従事者手帳（黄色手帳）の交付が受けられない外国籍の者

次の各号に掲げる者については、従事者手帳は交付できない。

- ① 不法滞在者
- ② 技能実習生
- ③ 留学生
- ④ 定住者であって難民申請中の者
- ⑤ 特定活動で在留するもの（3年間の技術実習が終了した者）であって、特定活動の認定書に「発破作業」が従事させる業務として記載されていない者

3 従事者手帳（黄色手帳）の交付が受けられることができる者

上記2に規定するもの以外の外国籍の者であって、日本語の読み・書きの能力が一定以上の者。（都道府県火薬保安協会が実施する日本語の読み書きのテストにより判定する。）

4 能力判定結果の通知等

合否を速やかに通知し、合格者については、従事者保安教育講習を受講後、手帳交付を受ける。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（平成30年12月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

I. 全般の状況

(単位:件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成30年度	393	▲ 6.2	8,037	42.3	3,222	▲ 1.9	94,228	2.2
平成29年度	419	▲ 6.5	5,647	▲ 13.8	3,285	▲ 5.8	92,243	▲ 1.8
平成28年度	448	37.8	6,548	13.7	3,488	10.6	93,886	9.4

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

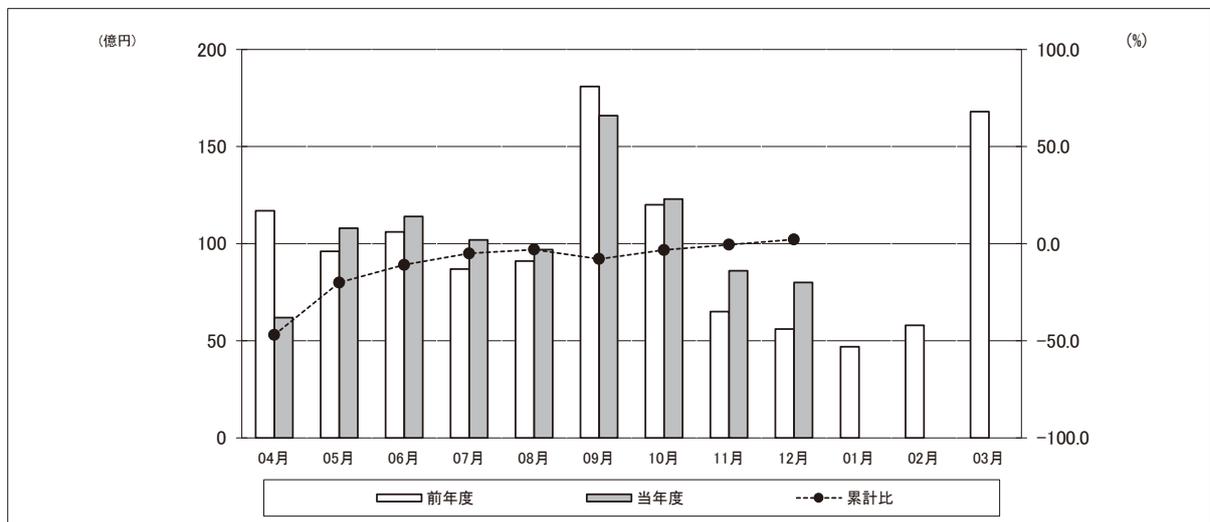
発注者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	8	0.0	1,311	145.1	223	5.7	20,580	7.6
独立行政法人等	1	0.0	67	496.4	15	▲ 25.0	1,726	▲ 30.1
県	89	▲ 15.2	3,744	137.5	1,140	▲ 2.6	36,162	27.4
市町村	294	▲ 1.0	2,886	▲ 16.3	1,820	▲ 1.2	33,149	▲ 17.9
その他	1	▲ 87.5	27	▲ 64.5	24	▲ 42.9	2,609	38.5
計	393	▲ 6.2	8,037	42.3	3,222	▲ 1.9	94,228	2.2

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	58	7.4	1,946	162.9	632	2.4	27,285	27.0
日 南	18	▲ 33.3	301	20.1	223	3.7	6,468	22.3
串 間	9	▲ 18.2	2,485	2722.0	107	▲ 17.1	3,987	114.8
都 城	49	19.5	455	▲ 21.8	446	8.0	15,187	▲ 10.3
小 林	48	14.3	740	41.2	362	▲ 5.7	7,786	▲ 21.7
高 岡	4	▲ 50.0	28	▲ 81.4	95	▲ 16.7	3,216	65.8
西 都	29	7.4	308	30.8	180	▲ 15.1	3,907	5.5
高 鍋	14	▲ 39.1	215	▲ 74.2	157	▲ 13.7	4,772	▲ 29.0
日 向	68	13.3	663	▲ 3.0	462	5.0	9,427	▲ 19.6
延 岡	30	▲ 40.0	518	▲ 54.9	254	▲ 1.9	6,900	▲ 8.3
西臼杵	66	▲ 13.2	373	▲ 7.3	304	▲ 5.0	5,288	3.2
計	393	▲ 6.2	8,037	42.3	3,222	▲ 1.9	94,228	2.2

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

御社の工事には “ちゅうまえ”がついている！

中間前払金制度のご案内



西日本建設業保証株式会社

工期の半分が経過し、工事出来高が 50%を超えていれば、当初の前払金（請負金額の 40%）に加えて、さらに 20%の中間前払金を受け取ることができます。
※対象条件は発注者によって異なります。詳しくは弊社までお問い合わせください。

例えば請負金額5000万円の場合・・・

1000万円が即利用可能！ 保証料はわずか**6500円**！

手続きの流れ

発注者へ「認定請求書」を提出

発注者より「認定調書（通知書）」が交付

保証会社へ保証申込み

「保証証書」を発注者へ提出

発注者より中間前払金が入金～ご利用

”ちゅうまえ”
3つのメリット

安い！

保証料率0.065%!
借入利息より
はるかに安い！

簡単！

簡便な出来高検査！
煩雑な資料作成も
不要！

便利！

簡単手続きで払出OK！
入金後すぐ利用
できます。

保証申込に必要な書類

- ・保証申込書 ・前払金使途内訳明細書 ・認定調書(通知書)

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

TEL 0985-24-5656

FAX 0985-20-1167

平成30年度宮崎県内の中間前払金保証実績（平成30年12月末現在）

（単位：件、百万円、%）

発注者	件数	増減率	請負金額	増減率
国土交通省	3	50.0	128	135.7
宮崎県	60	▲42.3	2,266	▲59.3
宮崎市	21	5.0	1,269	80.6
都城市	7	▲50.0	220	▲93.1
延岡市	5	▲61.5	542	▲68.9
日南市	3	0.0	447	726.8
小林市	6	▲14.3	130	▲93.0
日向市	1	▲66.7	23	▲88.0
綾町	1	▲66.7	40	▲46.3
高鍋町	1	<	41	<
高千穂町	5	<	381	<
日之影町	1	0.0	39	74.8
美郷町	1	<	18	<
西米良町	1	<	410	<
地方道路公社	1	<	37	<
土地開発公社	2	0.0	615	128.9
計	119	▲32.4	6,616	▲52.2

建設業情報管理センターからのお知らせ

建設業 経営状況分析の申請は

一般財団法人

建設業情報管理センター

ココがNO1
 **経営状況分析
 取扱件数**

ココがNO1
 **29年度 経営状況分析
 申請取扱件数**

ココがNO1
 **29年度 経営状況分析
 申請取扱シェア件数**

CIIC

昭和63年(1988年)設立以来、
 経営状況分析取扱件数延べ

440万件以上



ソフトも充実! インストール不要 会員登録不要 利用料・更新料一切不要

便利でお得な無料配布ソフト
『なんでも経審』

建設業
 許可

経営事項
 審査

経営状況
 分析

などの

申請書類や財務諸表がこれ1本で、簡単に作成できます!

CIIC 電子申請にマイページ機能を搭載!

- ① 電子申請ができる
- ② 過去の申請履歴が確認できる
- ③ 現在申請中の進捗状況が確認できる
- ④ 分析手数料の支払いができる
- ⑤ 結果通知書の受取方法が選択できる

便利なコンビニ受け取りサービス!

「電子申請」または「郵送申請」
 どちらのお客様も
 サービスが受けられます!

コンビニなら24時間受取OK!

登録経営状況分析機関 登録番号 1 【アドレス】<http://www.ciic.or.jp/> 又は、

CIIC 一般財団法人 **建設業情報管理センター** 九州事務所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号(福岡建設会館6階)
 TEL 092-483-2841



当財団は、
 情報セキュリティ
 マネジメントシステム
 (ISMS)に関する
 ISO規格 (27001)の
 認証を取得しています。

建設業福祉共済団からのお知らせ

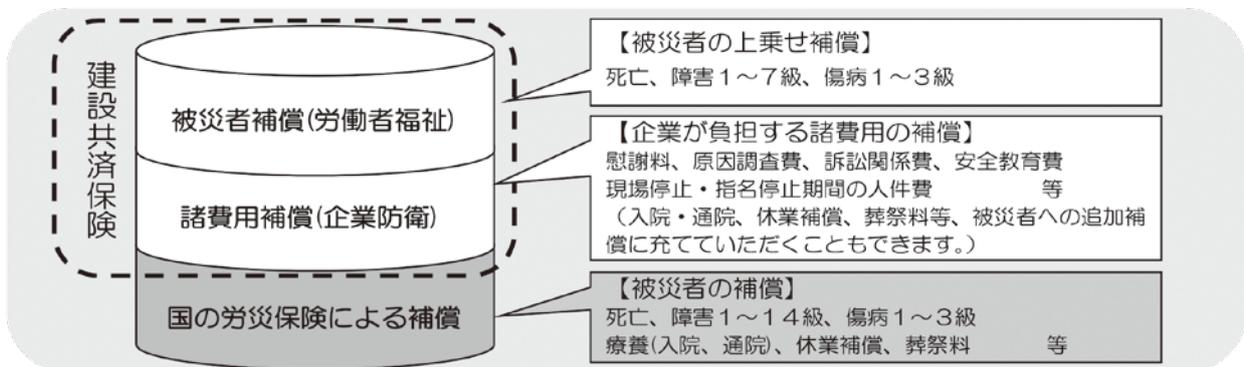
<法定外労災補償制度>

建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！ (年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者（アルバイト等を含みます。）を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合は。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円
(被災者補償保険金 500万円)
(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者（死亡および障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

検索

働く人たちを 守る保険。

大企業も中小企業も

建設共済保険

法定外労災補償制度

契約者と業界の発展のために

安い
掛金

手厚い
補償
(障害7級まで)

事業内容
ますます充実

経営事項審査において15点の加点になります。

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 **建設業福祉共済団**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8(虎ノ門琴平タワー11階)
TEL: 03-3591-8451 FAX: 03-3591-8474

■取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19 ☎0985-22-7171

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

Q検索

